2　企画官は、命を受けて、北東アジア第二課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○外務省令第六号

外務職員の研修に関する省令（昭和二十七年六月十九日外務省令第十八号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

外務大臣　河野　太郎

外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令

外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令（昭和二十七年六月十九日外務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七条 ［1　略］ 2　第四条、第五条又は第六条の規定により研修を命ぜられた外務職員の指導監督を行うため当該研修を命ぜられた外務職員の任国の日本国大使館の長は、当該大使館の職員（当該大使館の長を含む。）の中から指導監督官を指名し、その氏名を外務大臣へ報告しなければならない。 ［3　略］	**第七条** ［1　略］ 2　第四条、第五条又は第六条の規定により研修を命ぜられた外務職員の指導監督を行うため当該研修を命ぜられた外務職員の属する在外公館の長は、当該在外公館の職員（当該在外公館の長を含む。）の中から指導監督官を指名し、その氏名を外務大臣へ報告しなければならない。 ［3　略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○財務省令第四十六号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（長期組合員となつた者の資格取得届等） **第八十七条の二**　長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 ［2～9　略］ （支払未済の給付） **第九十七条**　［略］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 ［一～四　略］ 3　［略］ （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等） **第九十九条の二**　［略］ 2　令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当	（長期組合員となつた者の資格取得届等） **第八十七条の二**　長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 ［2～9　同上］ （支払未済の給付） **第九十七条**　［同上］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 ［一～四　同上］ 3　［同上］ （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等） **第九十九条の二**　［同上］ 2　令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当